

# 立教大学研究成果有体物の取扱いに関するガイドライン

施行 2013年 4月 1日

このガイドラインは、平成14年7月31日振環産第22号「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドラインについて」（文部科学省）に基づき、立教大学（以下「大学」という。）の構成員が大学の業務として作製した研究開発成果としての有体物の取扱方針について定める。

（目的）

- 1 このガイドラインは、大学の知的資産である研究成果有体物（以下「成果有体物」という。）の管理運用面における基本的な考え方、指針を示し、更に、研究開発成果としての有体物の研究の場での利用や産業上での利用を適切かつ簡易に行えるようにし、大学の研究促進を図るとともに学術上及び産業上の利用の促進に資することを目的とする。

（用語の定義）

- 2 このガイドラインにおいて、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。
  - (1) 「成果有体物」とは、構成員が大学の業務、又は研究活動の一環で、研究の成果として又は行う過程において、創作、抽出又は取得したものであって、成果有体物の範囲は次のイからハまでに該当する、学術的価値、財産的価値その他の価値のある有体物である。（論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。）

イ 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

ロ 研究開発の際に創作又は取得されたものであってイを得るのに利用されるもの

ハ イ又はロを創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

（例示）

材料、試料（微生物、新材料、土壌、岩石、植物新品種）、試作品、モデル品

- (2) 「構成員」とは、次に掲げる者をいう。

イ 大学と雇用関係にある勤務員

ロ 大学に所属する研究員

ハ 大学の設置する機関に在籍する学生等

ニ その他総長が認める者

（成果有体物の帰属）

- 3 構成員が業務上得た、又は大学の施設設備等を使用して得た成果有体物は、原則として学校法人立教学院に帰属する。

（成果有体物の届出）

- 4 構成員は、成果有体物の取扱いに関し次の各号のいずれかに該当するときは、当該成果有体物について総長宛の所定の届出書をリサーチ・イニシアティブセンター（以下「センター」という。）に届け出る。

- (1) 外部機関に提供する場合

- (2) 外部機関から成果有体物の提供の要請があった場合

- (3) 有償で提供を行う用意がある場合

（成果有体物の管理）

- 5 成果有体物の管理は、成果有体物を作製した構成員が適切に行うものとする。

（成果有体物の提供）

- 6 成果有体物の外部機関への提供については、次の各号のとおりとする。

- (1) 大学は、構成員が成果有体物を提供する場合には、成果有体物提供契約を締結することを奨励する。

- (2) 学術・研究開発を目的として提供する場合には、研究社会の発展のために自由な成果有体物の流通が必要であることや、契約で縛る必要がない場面もあるため、契約の要否は構成員の判断によることとする。

- (3) 大学は、学術・研究開発を目的として成果有体物を提供する場合には、無償で提供することができる。この場合において、大学は、当該提供に係る成果有体物の作製及び提供（運搬）に必要な経費を徴収することができる。

- (4) 大学は、産業利用又は収益事業を目的として成果有体物を提供する場合には、提供先との間で成果有体物の提供に関する契約を締結した後、有償で提供することができる。

- (5) 成果有体物の提供の可否は、構成員の所属部局長、副センター長及びセンター長の同意を得た後、総長の承認をもって決定する。

(法令の遵守)

- 7 構成員は、成果有体物を提供する場合には、関係する法令等を遵守した上で行うものとする。  
(有償提供の際の収入の分配)
- 8 成果有体物を有償で提供した場合、原則として収入から成果有体物提供に際して当該研究部局で要した経費を控除した後、学校法人立教学院発明等取扱規程第15条の実績補償金の規定に準じて扱うものとする。  
(守秘義務)
- 9 構成員は、成果有体物に関して、その内容並びに大学及びその構成員の利害に関係ある事項について、必要な期間、それらの秘密を守らなければならない。構成員が大学を離れた後も同様とする。  
(準用)
- 10 外部機関から成果有体物の提供を受ける場合においても、成果有体物の届出及び成果有体物受領契約締結の奨励について、このガイドラインを準用する。  
(事務)
- 11 このガイドラインに関する事務は、センター及び関連部署が行う。

附 則

このガイドラインは、2013年4月1日から施行する。